

○東京藝術大学美術学部国際交流委員会内規

〔平成26年4月17日
制 定〕

改正 平成27年7月9日 平成28年3月12日
平成29年5月11日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部教授会規則第7条に基づき、美術学部教授会（以下「教授会」という。）に美術学部国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この内規は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部長

(2) 教授会構成員で、日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス及び文化財保存学の区分から選出された者 各1人

(3) その他学部長が指名する者

2 教授会構成員が前項第2号の複数の区分に所属する場合、当該教授会構成員は所属するすべての区分から選出されることができる。複数の区分より選出された委員は、当該委員を選出した区分すべての議決権を有するものとする。

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 国際交流に関すること。

(2) 芸術国際交流協定等に関すること。

(3) 本学芸術国際交流基金等に関すること。

(4) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、第3条第2号及び第3号に規定する委員の中から、学部長が指名した者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、第3条第2号及び第3号に規定する委員の中から、委員長が指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 委員長は、会議を招集して議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、国際交流担当の美術学部専門職員において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成26年4月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 この内規の施行後、初めて委嘱される第3条第2号から第4号までの委員の任期は、第4条第1号の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成27年7月9日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。